

信州の森林づくり事業補助金交付要綱

(平成 27 年 3 月 31 日 26 森推第 861 号 林務部長通知)

(最終改正 令和 5 年 8 月 3 日 5 森推第 290 号 林務部長通知)

(趣旨)

第 1 この要綱は、森林の整備を促進し、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等の森林の多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備を行う団体又は個人の当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和 34 年長野県規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業の種類、対象経費及び補助率)

第 2 第 1 に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第 3 次に掲げる事項は、補助金交付の条件とする。

- (1) この補助金に関する法令、規則及び本要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内（協定に基づき実施した事業の場合は当該協定期間が完了するまでの間）に当該補助事業の施行地を森林以外の用途へ転用（補助事業の施行地を売り渡し若しくは譲渡し又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業の施行地上の立木竹を全面伐採除去する行為、その他補助目的を達成することが困難となる行為（以下、「転用等」）をしようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けるとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (3) 補助事業のうち、森林経営計画に基づいて行うものについては、当該計画の認定の取消しをうけた場合は、交付を受けた補助金相当額（当該計画以外で補助事業の交付を受けることが可能な場合にあつては当該補助事業の補助率で算定される補助金相当額との差額）を返還すること。
- (4) 補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理（補植や保育等を含む。）するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、効率的な森林経営を図らなければならないこと。
- (5) 更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還すること。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

- (6) (5)に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。
- (7) 補助事業のうち事前交付申請事業を中止し若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
- (8) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類並びに知事が調査時に確認した書類等を補助事業終了の翌年度の初日から起算して5ヵ年間（協定に基づき実施した事業の場合は当該協定期間が完了するまでの間）整備保管しなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産（1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具をいう。）のうち大蔵省令に定められている財産については、処分制限期間内においては善良な管理者の注意をもって管理するとともに、局長の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。
- なお、この期間内に知事の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を知事に納付させることがあること。
- 2 知事は、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に掲げるもののほか、条件を付することができる。

（補助金交付申請書等）

- 第4 規則第3条に規定する申請書は、信州の森林づくり事業補助金交付申請書によるものとする。
- 2 規則第3条に規定する関係書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業実行内訳書（事前交付申請事業にあつては事業計画書）
 - (2) 事業地位置図
 - (3) 事業地実測図
 - (4) 事業の実施に当たって関係行政庁の許可若しくは認可又は関係者の同意を要するものにあつては、これらを得た旨を証する書類
 - (5) 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。
- 4 補助事業の計画変更及び中止は、別に定める。

（実績報告書等）

- 第5 規則第12条第1項に規定する実績報告書（事前交付申請事業に限る。）は、信州の森林づくり事業実績報告書によるものとする。
- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類（事前交付申請事業に限る。）は次のとおりとする。
- (1) 事業実績書
 - (2) 事業地位置図
- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日

又は補助金交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第6 補助事業者が補助金交付の請求(概算払を含む。)をしようとするときは、信州の森林づくり事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(補助事業に伴う関係書類等)

第7 補助事業者は、補助事業終了の翌年度の初日から起算して5年間(協定に基づき実施した事業の場合は当該協定期間が完了するまでの間)、第3の1の(8)に規定する書類の他に、事業施行地台帳及び森林作業道台帳を整備保管しておくものとする。

(申請書等の様式)

第8 この要綱に規定する申請書等の様式は別に定める。

(書類の提出)

第9 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、補助事業施行地を管轄する地域振興局長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から適用する。

(別表) (第2 関係)

事業の種類		経 費	標準経費に対する補助率
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	<p>1 森林経営計画等に基づく事業</p> <p>森林経営計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者又は（以下「計画策定者等」という。）森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）が当該各計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐 (8) 保育間伐 (9) 間伐 (10) 更新伐 (11) 付帯施設等整備 (12) 森林作業道整備</p>	<p>70/100 以内</p> <p>ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については 85/100 以内</p> <p>上記以外で、原則、長野県主伐・再造林推進ガイドライン（令和5年3月30日付け4信木692号林務部長通知）に基づき施業した人工造林（特殊地拵を除く。）（以下「ガイドラインに基づく人工造林」という。）、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の上目までの下刈り及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）のうちガイドラインに基づく人工造林又はガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の上目までの下刈りと一体的に実施する事業については 100/100 以内</p>
		<p>2 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画等に基づき行う次に掲げる事業に要する経費</p>	<p>72/100 以内</p> <p>ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については 90/100 以内</p>

		<p>(1) 1 ha 当たり 2,000 本以下の人工造林</p> <p>(2) (1)の施行地における3回までの下刈り</p> <p>(3) (1)又は(2)と一体的に実施する付帯施設等整備</p> <p>(4) (1)又は(2)と一体的に実施する森林作業道整備</p>	<p>上記以外で、ガイドラインに基づく人工造林、ガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈り及び付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備に限る。）のうちガイドラインに基づく人工造林又はガイドラインに基づく人工造林を実施した箇所の3回目までの下刈りと一体的に実施する事業については100/100以内</p>
		<p>3 1、2以外の事業</p> <p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等又は森林所有者の団体が行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 森林法第10条の8条に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書に基づいて行う人工造林及び樹下植栽等</p> <p>(2) 1に該当しない下刈り、雪起こし及び倒木起こし</p>	<p>36/100以内</p> <p>ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については45/100以内</p>
	特定森林再生事業	<p>1 森林緊急造成</p> <p>(1) 保安林及び公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林に定められた森林において市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>① 人工造林</p> <p>② 樹下植栽等</p> <p>③ 下刈り</p> <p>④ 雪起こし</p> <p>⑤ 倒木起こし</p>	<p>72/100以内（(2)の場合は36/100以内）</p> <p>ただし、市町村及び森林整備法人が行う事業については90/100以内（(2)の場合は45/100以内）</p>

		<p>⑥ 除伐 ⑦ 付帯施設等整備 ⑧ 森林作業道整備</p> <p>(2) (1)以外の森林において市町村、森林組合、森林整備法人又は特定非営利活動法人等が協定に基づいて行う(1)の①から⑧に掲げる事業に要する経費</p>	
		<p>2 被害森林整備 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人等、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が協定等に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち (7) 除伐 (8) 保育間伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 (11) 森林作業道整備 (12) 森林保全再生整備</p>	<p>70/100 以内 ただし、森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による事業については85/100 以内</p>
		<p>3 保全松林緊急保護整備 市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林所有者の団体、森林経営計画の認定を受けた者又は民間事業者が事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈り (4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 除伐 (7) 保育間伐</p>	<p>70/100 以内</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 衛生伐 (9) 更新伐 (10) 付帯施設等整備 (11) 森林作業道整備 	
みんなで支える里山整備事業	防災・減災のための森林整備	<p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、計画策定者等又はその他の林業事業者が、市町村が定める里山整備方針に基づいて行う森林整備のうち、次に掲げる事業に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 保育間伐 (2) 間伐 (3) 森林作業道整備 (4) 作業路開設 (5) 付帯事業 	90/100 以内
	開かれた里山の整備事業	<p>里山整備利用推進協議会、里山整備利用推進協議会の構成員が、長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条に基づく里山整備利用地域において、より多くの県民等が広く親しめる、レクリエーションや健康づくり、観光拠点などにも活用される身近な森林「開かれた里山」の整備のうち、次に掲げる事業に要す経費</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 花木等の植栽 (2) 下刈り (3) 雪起こし (4) 倒木起こし (5) 枝打ち (6) 修景林間整備 (7) つる切り (8) 竹林整備 (9) その他整備 (10) 付帯施設等整備 	90/100 以内

合板・ 製材生 産性強 化対策 交付金 事業	国際競争 力・木材 供給基盤 強化対策 等交付金	供給力・体質強化計画に明記された市町村、 森林整備法人及び林野庁長官が別に定めるところにより、知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）が事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 間伐材生産 ①間伐材の生産 ②里山林の整備 ③関連条件整備活動 (2) 造林 ①人工造林 ②下刈 ③関連条件整備活動	別に定める方法により 算定された額又は事業に 要する経費のうちいずれ か低い額
林業・ 木材産 業循環 成長対 策交付 金事業	林業・木 材産業生 産基盤強 化対策	市町村、森林整備法人及び選定経営体が事業 計画に基づき行う次に掲げる事業に要す経費 (1) 間伐材生産 (2) 関連条件整備活動	別に定める方法により 算定された額又は事業に 要する経費のうちいずれ か低い額
	再造林低 コスト化 促進対策	市町村、森林整備法人及び選定経営体が事業 計画に基づき行う次に掲げる事業に要す経費 (1) 低コスト造林の支援 (2) 機械器具の整備 (3) 関連条件整備活動	別に定める方法により 算定された額又は事業に 要する経費のうちいずれ か低い額
県単独 森林整 備事業	森林整備 事業	市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組 合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体 （共有林代表者を含む。）、計画策定者等又はそ の他の林業事業体が事業計画に基づいて行う次 に掲げる事業に要する経費 (1) 間伐 (2) 枝打ち (3) つる切り (4) 修景林間整備 (5) 無立木地造林 (6) 竹林整備 (7) 樹下植栽	50/100 以内

		<p>(8) 補植</p> <p>(9) 森林作業道整備</p> <p>(10) 簡易作業路開設・補修</p> <p>(11) 歩道整備・補修</p> <p>(12) 枝条処理</p> <p>(13) 倒木整理</p>	
	グレースの森創生事業	<p>森林整備事業の事業主体のほか、ボランティアの参加を募って森林整備を実施する団体などが行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 除・間伐</p> <p>(2) 植栽・保育</p> <p>(3) 看板等設置</p>	100/100 以内
	県単森林災害復旧事業	<p>市町村、森林整備法人、森林所有者の団体又はその他の林業事業者が事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 倒木・折損木整理</p> <p>(2) 倒木起こし</p>	50/100 以内
	「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業	<p>市町村、森林組合、生産森林組合、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体、自治会等又はその他の林業事業者が事業計画に基づいて行う修景林間整備に要する経費</p>	別に定める方法により算出された額
林地残材有効活用推進支援事業		<p>市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者等又はその他の林業事業者のうち、本事業申請の前年度の実績において、年間100m³以上県内の製材工場等に原木等を供給している実績がある者が行う林地残材の搬出に要する経費</p>	別に定める方法により算定された額又は事業に要する経費のうちいずれか低い額